

女性神職者「物忌」の実像をめぐる

— 平安前期現出の「物忌」を中心に —

堀 岡 喜美子

〔抄録〕

物忌とは古代から中世にかけて神社や祭祀に奉仕した女性神職者であるが、柳田國男は鹿島社物忌の未婚で聖女として偶像化された姿に巫女の源像を見出した。義江明子は史料に基づいて鹿島社などの物忌の実像を探り、柳田の巫女聖女（御子神信仰）論に反証したが、物忌の全体像についての研究は十分といえず、その実像については明らかにされていない。史料を博搜したところ、『貞観儀式』および『延喜式』には天皇家と藤原氏家と所縁が深い神社と祭儀に奉仕する物忌の記事があり、これらの内容を吟味

したところ、一部の物忌の奉仕には平安前期に摂政となり権力を掌握した藤原良房の関与が示唆されるものであった。以上より本稿は、物忌研究の到達を踏まえ、平安前期における政治社会と祭祀とのつながりから浮かび上がってくる物忌の実像を探り、巫女との関連を検証するものである。

キーワード 巫女、女性神職者、物忌、祭儀、藤原良房

はじめに

本稿は「巫女の存立に関する史的研究」の一環として、「物忌」と巫女との関係性について論じるものである。

「物忌」（以下、「〃」なしの物忌とする^①）とは古代から中世にかけて、限定された神社や祭儀に奉仕した女性神職者であるが、その実像

については不明な点が多い。

柳田國男は「巫女考」〈神子の夫、修験の妻〉の冒頭に常陸鹿島社の物忌について、特定の社人家より卜定にて選ばれ、一生外に出ず、経水もなかったと記している。柳田はその後、さらに巫女の源流の探求を試み、『妹の力』「玉依彦の問題」において、鹿島物忌は玉依姫・御子神信仰における巫女の極めて古い形を残した存在であるとした認

識を示すに至る。

義江明子は柳田のこうした御子神信仰からの巫女論は、「神聖なる未婚の処女↓神の妻（玉依ヒメ）を巫女の原型」とすることにあり、その名残りを鹿島物忌に求めたとして、鹿島社、伊勢神宮、賀茂社の物忌を巫女の原型と位置付け反証を行っている²⁾。また、岡田精司は「伊勢神宮の巫女」として伊勢神宮の物忌について論じているが、反して小平美香は、伊勢物忌は巫女とは相違する女性神職者として論じている。

このように物忌なる女性神職者については、民俗学者はもとより、女性史家や歴史学者、神道研究者にとっても古代における巫女の原型像、あるいは類似するものとして論じられている。

一方、歴史史料を博搜すると、平安前期に編纂された『貞観儀式』および『延喜式』からは、伊勢神宮や鹿島社以外の十社近い神社と四祭に物忌が奉仕していることがわかるが、これらの社・祭はいずれも天皇家と藤原氏家と深い関係にあり、極めて限定された社や祭である。こうした状況は、物忌の実像を探るにあたり重要なポイントと考えられ、当時の政権をめぐる権力構造と何らかの関係が示唆されるものである。

しかしながら、物忌についての研究実績は十分とはいええず、前述のように神に仕える巫女の原型像と捉えられ、政治社会との関係についてはほとんど論じられていない。柳田の玉依姫・御子神信仰論による巫女像の影響力は未だ大きく、この問題について解決する上でも物忌が歴史社会、すなわち宗教・祭祀上においてはもちろんのこと、政治

社会においてどのような存在であったかを明らかにすることは、極めて重要な作業であると考ええる。

本稿の目的は以上の問題意識より、平安前期に現出したと思われる物忌の実像について探求し、巫女の歴史の実像との関連を明らかにするものである。

なお、本稿では文中の史料、引用文献、参考文献の照会は脚注とせず、本文末尾に参考文献として通し番号を付し、(○(頁))と記す。

第一章 これまでの物忌に関する研究の整理

1 柳田國男

物忌の存在と巫女との関係について最初に取り上げたのは柳田國男であり、「はじめに」に述べたように、大正二年（一九一三）十二月『郷土研究』に載せた「巫女考」（神子の夫、修験の妻）（24二八一頁（以下「頁」を略す）の冒頭に、「常陸鹿島の社人従五位上東長門守胤長物語に、當社には長門守の家より代々齋宮の如く女を神に仕えしむ。是を御物忌と謂う」と述べたうえで、物忌は卜定にて選ばれ、周囲の女性は少女老女問わず経水もないと説明している。そして神との介在者が「素女（処女）で無ければならぬ理由は我々にはよく解る」としつつ、「不思議なことには巫女童貞の約束は必ずしも日本における神社に於ける原則ではなかった」とのべ、中世以降の巫女の女性はずしもこのような未婚・聖女ではなかったことを、山伏と口寄せを行う守子の夫婦などの多くの事例を引きながら説明している。

柳田はその後、こうした現象の「不思議」解明のため、さらに巫女

の源流の探求を試みる。大正六年（一九一七）三月『郷土研究』に「玉依姫考」を発表し、そこで「巫女考」の続編として、殊に自分の研究を試みたいと思ふのは比叅大神の問題である」と述べている。そして昭和十二年（一九三七）には『妹の力』の「玉依彦の問題」において、鹿島物忌は御子神信仰における巫女の極めて古い形を残した存在であるとした認識を示すに至る（24三六―三七）。

「玉依姫考」には宇佐八幡の大帯（おほたらし）姫や三輪社の生玉依姫、および下鴨社の多々須玉依姫を代表とする各地の「玉依姫」信仰より、上代の巫女こそ神に接近して神の王子を産む神異なる婦人と述べ、玉依姫信仰（神嫁＝御子神信仰）と巫女との関係を明らかにしている。そして、鹿島物忌の聖女的残像から「玉依姫」を導き出し、神話世界や古の信仰や伝説より、神の霊（玉・タマ）を管理し神託を受けるべく能力を有し、かつ神の御子を生ましめる女神、すなわち玉依姫＝御子神こそが、「巫女の開祖」であると結論づけられたのである。鹿島物忌の存在は柳田にとって「巫女」の源流を探究する上での重要な座標であったのだ。

2 義江明子

義江明子は古代史および女性史研究家であり、祭祀と女性に関する優れた論考を著し、古代の祭祀は女性と男性が任務を分かち合い、女性も重要な役割を担っていたことを論証している³。義江は己の研究成果より、前述した柳田の鹿島物忌からの巫女源流＝御子神信仰論（「女の靈力論」）に大いに疑問を感じ、鹿島物忌をはじめとし伊勢神

宮、賀茂社の女性神職者についての研究を進めたことは既に述べたとおりである。義江の各社物忌の論旨は次のとおりである。

まず伊勢神宮内宮の物忌についてだが（25九九―一七七）、延暦二十三年（八〇四）に神祇官に提出された『皇太神宮儀式帳』と『止由気宮儀式帳』の内容より詳細に分析している。すなわち内宮には大物忌を筆頭に九人と所管四宮との計十三名が在り、そのうち宮守物忌と山向物忌が童男であとは童女で、各々に補佐役として物忌父が付いていた。多数の部門による多様な職掌からなり、神饌関係のほとんどを担っている旨を詳述している。その中でも大物忌は天照大神に仕えるものとして最も重視され、義江によればその主な職掌は①春米奉仕と御饌供進、②玉串奉納、③正殿の御戸開であるとしている。また物忌が童女、童男であるのは、宮廷の座摩御巫に童女を任してしている理由を地方豪族の支配と理解した岡田精司の論から（11二一九）、伊勢神宮の地方豪族の支配を意味しているのではないかとし、童女の神秘・神聖性を否定的に論じている。

古代の物忌は中世には衰退し、平安後期には大物忌子・御炊物忌子・御塩焼物忌子が主たる物忌となり、その他は「子良」と称され「母良」の補佐により存在したという。

鹿島神宮の物忌については（25八―二五）、先の柳田國男の「妹の力」に述べられている「物忌＝御子神＝巫女（聖処女）」論に対し、詳細な史料分析により反論を呈し、古代の鹿島神宮の物忌には「神の妻」的要素はなく、物忌の童女制を利用して女性の神秘性を高めるようになったのは、中世から近世にかけて、伊勢神宮の威光を背景とし

て社の権威を高めようとしたものであったことを明らかにしている。

賀茂社の物忌については(25)二六～六五)、古代より存在した齋祝子(いつきはふりこ)を物忌(賀茂社では忌子とも表現されている)の原型と位置づけ、賀茂社の歴史史料の詳細な検証から齋祝子の実像を明らかにしている。すなわち、古くは男性神職の禰宜と女性神職者の祝がペアで祭事を取り仕切っていたが、女性の上層祭祀者を排除する動きにより祝から齋祝子へと変化したものであり、巫女ではあるが既婚者の存在も見え、「聖なる処女」ではないとしている。

このように義江の物忌に関する論考は、柳田の「物忌Ⅱ御子神Ⅱ巫女」論を史料分析と社会背景より批判的に論じ、実に納得のいくものである。しかし、伊勢神宮、鹿島社、賀茂社以外の物忌については触れられず、他の神社については「通常の規模の神社の神祭りにおいては、一人の物忌がすべてを兼ねて神饌奉仕の任にあつたものである」(25)二七)とした認識であり、三社以外の物忌の存在や各社毎の相違点や類似点、および女性祭祀者としての全体像が判然としない。

3 その他

古代祭祀研究者である岡田精司は、伊勢神宮の物忌について「宮廷巫女」すなわち御巫との関連で論じている(11)二二〇)。物忌の組織構造や職掌については義江が明らかにした内容と大差はなく、その具体像は大物忌を筆頭に、宮守・地祭・酒作・清酒作・滝祭・御塩焼・土師器作・山向であり、その職掌は酒作や清酒作は神酒を醸造し、御塩焼は御饌用の塩を焼き、土師器は神饌用の器を作るなど名称どおり

であり、神饌調達の多くを担っていた。外宮には大物忌のほか五人(御炊・御塩焼・菅裁・根倉・高宮)の物忌がいてすべて童女であった、などである。

岡田は義江と同様に大物忌は天照大神に仕えるものとして最も重視され、主要な祭典に神饌を供えたりする役として位置付けているが、義江による②玉串奉納、③正殿の御戸開には触れず、神殿内の掃除が大物忌以下童女のみによって行われた点に注目している。

そして最後に「御巫Ⅱ宮廷巫女」との関連で、物忌は御巫と同様に「巫女」の要件である神がかりや託宣といった活動が全くみられず、その理由を考える必要性を問うている。

小平美香は伊勢神宮物忌について、神道思想からの「社殿(神殿)祭祀」における物忌の役割から論じている(15)一四〇～一五一)。小平は古代だけではなく中世(十二世紀)においても、大物忌子良が母良の補佐によって鑰に手をかける所作を行っていることから、大物忌の重要な役割が「御扉開閉」と「御鑰管理」にあるとしている。そして「御扉開閉」は神祇祭祀においては最も重要な「降神」「昇神」を意味する所作であるとし、天磐戸の例を挙げ、「御鑰管理」は天照大神顕現にかかわっていると示している。また、大物忌が童女であることは、「子ども」ではなく「女性」に焦点を当てて解くことが妥当とし、その他の祭祀における物忌の役割についても検証を加え、宮廷御巫との共通点を神殿祭祀における「神頭れ」にあると指摘している。

このように岡田と小平は物忌を宮廷御巫と極めて近似する女性神職

者として論じているが、岡田は物忌を「巫女」とした認識の上の論考であり、小平は宮廷や伊勢神宮の女性神職者・物忌は「巫女」とは違った属種であるとした捉え方をしている。小平の巫女に関する認識は重要で検討を要するものだが、「巫女」がなぜ女性神職者として認められないのかを明確にする必要があるだろう。

以上が物忌に関する主だった研究内容であるが、その主体は史料が多少なりとも残っている大社である伊勢神宮と鹿島社、賀茂社に限られており、『貞観儀式』および『延喜式』に在る平野社など他社や祭儀における物忌についてはほとんど明らかにされていない。

本稿では以上の研究成果を踏まえつつ、これまでの研究とは違った角度・視点から、著者が検索し得る範囲内の史料より物忌の全体像を探り出すことを試みたい。

第二章 『貞観儀式』および『延喜式』に表れる物忌

物忌の存在に関する史料および記録は寡少であることは既に述べたとおりで、六国史や官符にはほぼ見出すことはできない。しかしながら、『貞観儀式』や『延喜式』には祭儀上の物忌の姿や式上に物忌の存在があり、平安前期における物忌の様相を垣間見ることができ。これらの少ない史料からではあるが、物忌とは当時の政治や宗教社会にとってどのような存在であったのかを検証し、物忌の歴史の実像に迫り、巫女とのつながりについて明らかにできればと考える。

1 『延喜式』から明らかになること

『延喜式』とは延喜五年（九〇五）に醍醐天皇の命により編纂された格式で、神祇官関係や太政官八省関係等から構成され、律令および社会状況に基づく当時の神社、祭祀の様相がよくわかるものである。本節では『延喜式』の内容より、当時の物忌がどのような社会、宗教環境を背景に存在したのかを分析する。

なお、『延喜式』の先に編纂された『貞観儀式』（以下、『儀式』とする）は儀式書であり、「春日祭儀」と「平野祭儀」「松尾祭儀」に物忌の記事があるが、『延喜式』の内容の方が物忌の全体像を理解する上で重要である。したがって『儀式』の内容については後に『延喜式』の内容と共に吟味したい。

『延喜式』に記されている物忌は次のとおりである。①

巻第一「四時祭上」〈齋服料〉

春日神四座祭 物忌一人料、園并韓神三座祭 物忌二人、平

岡神四座祭 物忌一人

平野神四座祭 物忌王氏、（中略）、和氏、大江氏、

巻第四「伊勢太神宮」物忌九人、童男一人、童女八人、父九人

巻第六「齋宮司」〈装束料〉 於社前給両社祢宜、祝及忌子

巻第十三「中宮職」〈装束料〉 上社物忌料、下社亦同

巻第十五「内蔵寮」

賀茂祭 下上両社各物忌一人

鹿嶋香取祭 鹿嶋社物忌一人、香取社物忌二人

〈山科祭〉 物忌料緋色綾二尺、赤紫綾四尺、赤紫絹二尺、紫

絲四綯、両面九尺五寸

〔當麻祭〕 物忌料緋綾二尺、赤紫綾四尺、両面九尺五寸、赤

紫絹四尺、緋絹三丈五尺

〔杜本祭〕 物忌料両面九尺五寸、緋絹三丈五尺、紫絲四綯、

綿十屯

〔當宗祭〕 物忌料緋綾六尺、両面九尺五寸、紫綾一丈二尺、

紫絹六尺、緋絹三丈五尺、

（傍線・太字は筆者による）

これらの記事より『延喜式』が編まれた十世紀前半には、春日社、園并韓神社、平岡社、平野社、賀茂社（上・下）、松尾社、伊勢神宮、鹿嶋社（香取社を含む）に、そして「内蔵寮」の山科祭、当麻祭、杜本祭、当宗祭の四祭（以下、「四祭」とする）に物忌と称される神職者が仕えていたことがわかる。伊勢神宮内宮には童男が一人、童女八人の九人が、また他の社には一人から三人が仕えているが、この記事からは伊勢神宮以外は童か成人であるかは分からない。また、祭儀のみの奉仕か常駐であるかも定かではないが、本稿では「四祭」以外は社の物忌として捉える。女性の有無については、〈装束料〉に緋色綾や赤紫絹などあり女性であることに間違いはないであろう。以上より、物忌が奉仕した神社は八社、祭が四祭であることがわかるが、この数は当時の神社、班幣祭の数から考えると極めて少数で限定されたものであり、物忌という祭祀者の特性を考えるに当たっての一つのヒントがあると思われる。これらの社および祭の特質と物忌の存在状況を吟味することにより、物忌の実像について探っていく

い。

伊勢神宮、賀茂社はいまでもなく天皇の氏神であり、松尾社は賀茂社と共に平安京の守護神として位置付けられ、『延喜式』の記事から賀茂社とは歴史上においても祭祀上においても深い関係にあることがわかる。また、平野社は皇太子守護を司り、桓武天皇の生母高野新笠を祖神としている（⑳一八八）。園并韓神社は鎮座、祭神ともに諸説があるが、天皇の守護神として宮廷内に鎮座する社である。八社のうちこれら五社は平安京、および天皇・皇太子守護に深くかわる神社で、「内蔵寮」の「四祭」も天皇の外戚女性祖先を祀る祭儀として、いずれも天皇家と深い由縁がある。

ではその他の三社に共通するのはなにか。それは藤原氏家と強い関わりのある社であるということである。春日社の創祀時期には諸説があるが、神護景雲二年（七六八）に創建されたとするのが通説で、主祭神の四柱は次のとおりである（⑦⑱）。

- ・ 武甕槌命—藤原氏守護神（常陸国鹿島の神）
- ・ 経津主命—藤原氏守護神（下総国香取の神）
- ・ 天兒屋根命—藤原氏の祖神（河内国平岡の神）
- ・ 比売神 —天兒屋根命の妻（河内国平岡の神）

春日社の創祀目的には異説はあるが藤原氏家の氏神として創建されたことは間違いなく、主神の四神は藤原氏・中臣氏の氏神である鹿島・香取社および平岡社からの神々である。このことから春日・鹿島（香取を含む）・平岡の三社は、藤原氏家の守護神としての強い連帯と共通性を有していたと考えられる。

以上の状況から踏まえ、物忌が奉仕した八社、四祭は、天皇家と藤原氏家という当時の二大権力と深い由縁のある神社、祭であり、物忌という女性神職者が、当時の社会においてどのような存在であったかを知る上で重要な指標となると考える。本稿ではこれらの探求のため仮に、天皇や皇太子の守護を司る、あるいは外戚を祀るといった天皇家との由縁が深い前者の五社と「四祭」を〈天皇属〉、後者の藤原氏の祖神を祀り藤原氏家と由縁の深い三社を〈藤原属〉、と分類し論を進めていきたい。

第三章 〈天皇属〉について

まず天皇家に関わる五社（伊勢神宮、賀茂社、松尾社、園井韓神社、平野社）について検討し、その後「四祭」についてみていく。

1 伊勢神宮

伊勢神宮物忌についてはすでに述べたように、岡田精司や義江明子等によって明らかにされているので重複は避けるが、重要なことは、伊勢神宮とは天皇の氏神として最高神である天照大神を祀る神社であり、天照大神の神饌を供奉する物忌たちは、朝廷や皇室との権威に結び付くことが強いということである。特に大物忌は天照大神に近位にて供奉しその地位も高く、女性神職者として最も高い権威を持つものとして認識されたであろう。⁵⁾このような大物忌の存在は、他社の女性神職者の在り様に重大な影響を与えたと考えられる。本稿はこの点に大いに留意し他社の物忌について検証していきたい。

2 賀茂社、松尾社、園井韓神社

賀茂社の物忌は義江が明らかにしたように、祭祀そのものに仕える祝・齋祝子が前身であり、伊勢神宮の物忌の職掌である御饌の供奉や玉串の奉納などは一切ない。童女といった縛りもなく既婚者も存在し、祭祀に奉仕するのみである。人数も上下社、および松尾社各々に一人であり、伊勢神宮物忌の様相、すなわち職掌はもとよりその在り方そのものと大きく異なっている。地位については古くは齋祝子として祝と同等であったと考えられるが、『延喜式』卷十五「内蔵寮」〈賀茂祭〉には「下社、上社、松尾社、社別祢宜、祝各一人、上下両社各物忌」とあり祝の次に物忌が記載され、神職者としては祝に次ぐ地位にあり、他社の物忌もほぼ同様である。

賀茂社以外の物忌についての史料は乏しく、研究実績もほとんど見当たらずその実相を知る手がかりは少ない。しかしながら、『儀式』の祭儀次第には次のような物忌の記事がある(③)。

〈松尾祭儀〉

物忌等内侍已下来就東門北

〈平野祭儀〉

大臣〇〇授勅使各退出其冬祭者廻御馬了即物忌神

舞次山人和舞

〈園井韓神三座祭〉

神祇官率御巫物忌神部等歌舞即調神楽

記事内容から、松尾社物忌は祭儀上の具体的な役割は不明だが内侍と共に祭祀に参列し、平野社および園井韓神社の物忌は祭儀において神舞を舞うことが見える。『儀式』の記事からは、物忌がその他の役割を担っていたか否かは不明であるが、少なくとも祭儀上においては賀茂社の物忌と同様に、神饌の調達や供奉、および玉串や幣帛を授かる役

割がないことがわかる。

3 平野社

平野社は他社が天皇、平安京の氏神・守護神であったのに対し、皇太子守護を司り桓武天皇の生母高野新笠を祖神としていることは既に述べたとおりであるが、この相違は物忌の在り様にどのように影響しているであろうか。

『儀式』にある平野社物忌は2節のとおりであるが、『延喜式』「四時祭上」〔平野神四座祭〕の「斎服料」の記事が次である。

物忌王氏夏絹五疋、冬加一疋、綿十屯、紅花小六片、錢一貫六百卅文、冬料准此、和氏、大江氏並夏別絹二疋、冬加一疋、綿三屯、紅花小三片、錢六百卅文、冬料准此

この記事から、平野社の物忌は王氏（桓武天皇の後裔）、和氏、大江氏という特定の氏族から出ていることがわかり、明らかに他の社の物忌とは様相を異としている。

平野社や平野祭の歴史や祭神については、岡田莊司や義江明子など多くの先人たちによって研究が進められている（⑩七〇、⑳一八九）。詳細について説明する余裕はないが、祭神は桓武天皇の生母高野新笠の父方和氏、母方大江氏であり天皇の女性外戚を祀った社・祭である。王氏については桓武天皇の後裔としかわからず定かではないが、他の物忌は高野新笠の氏族名を冠しており、天皇の女性外戚祖先の投影として祭儀に奉仕している可能性が示唆される。この点が他社の物忌と大きく異なり、後の「四祭」の物忌とつながると考えられ

る。

4 「四祭」（杜本祭・当麻祭・当宗祭・山科祭）

次に内蔵寮の「四祭」について見ていきたい（⑩一一二）。この「四祭」は今まで述べてきた大神社の祭儀とは明らかにその様相を異としているが、それはどのような相違であるのか。これらを明らかにした上で、なぜこの「四祭」に物忌が奉仕する必要があったのかを検証していきたい。

「四祭」の祭祀背景と年代についてだが、次のようになる。

一 杜本祭（当宗祭を兼ねていた）

藤原冬嗣の女の順子（良房妹）と仁明天皇との間に生まれた文徳天皇が即位し冬嗣が外祖父となり、冬嗣の母方の百濟永継の祭祀が文徳天皇の即位後の仁寿三年（八五三）に公祭化した。

一 当宗（まさむね）祭

宇多天皇の外祖母が当宗氏の女であり、宇多天皇の外祖母は桓武の皇子の仲野親王と当宗氏の女であり、その子の班子が天皇の母となったため寛平元年（八八九）に公祭となる。

一 当麻祭

清和天皇（母が良房の女）の外祖母である源潔姫の母方の家が当麻氏で、清和天皇即位の天安二年（八五八）から貞観年間（八五九～八七七）の間に公祭化。

一 山科祭

宮道列子と藤原高藤（冬嗣の孫）との間に生まれた藤原胤子が醍醐

天皇の生母となり列子が醍醐天皇の外祖母となったことにより、昌泰元年（八九八）に公祭となる。（傍線・太字は筆者）

なんとも複雑な関係によるものであるが、これら「四祭」には共通となる特徴点が見られる。

杜本祭は良房の父冬嗣の女順子、当麻祭は清和天皇の外祖母で良房の妻である源潔姫、山科祭は良房没後であるが、冬嗣の孫である藤原高藤の女が醍醐天皇の生母といった関係から、その祖先たちを祀った社の祭である。これら三祭はいずれも藤原良房および藤原北家との関係が見られる。また当宗祭は、宇多天皇と桓武天皇との関係の外祖母を祀った祭である。

以上の公祭化をめぐる相関関係から導き出されるのは、一つは天皇の外祖母、あるいは外祖母、すなわち女性の外戚関係、それも桓武天皇と藤原良房とつながる人たちといえる。そしてもう一つは、平安前期に公祭化、すなわち朝廷からの「奉幣」を授かり特別の関与を受けるようになるが（⑩五一⁶）、他の社の祭祀とは違い、神祇官や太政官が全く関与しない内蔵寮祭祀であることである（⑩二二八）。

このような四祭の特徴はなぜ、どのような理由からなのであろうか。そしてこれらの特徴と物忌の奉仕とはどのような関係があるのだろうか。五章にて良房の覇権との関係から検証する。

以上より、〈天皇属〉物忌の特性をまとめると

① 天皇家に直属、あるいは極めて近い五社四祭に物忌の奉仕が見られるが、伊勢神宮と他社の物忌にはその歴史および職掌、様相に大きな隔たりがあることがわかる。すなわち伊勢神宮の物忌が童

女・童男の集団であり、天照大神の神饌の調達を重要な職掌としていたのに対し、他社は一人〜三人からなり、祭儀への参列や神舞を主な職掌・役割とし神饌に関わることはなかった。

② このことは、伊勢の物忌からの直接の関係を他社の物忌は受けていないことを意味し、別個の歴史や創設過程があったと考えられる。別個の歴史については賀茂社以外ほとんど不明であるが、平野祭や内蔵寮「四祭」が天皇の外祖母系の祭祀であることから、祭祀の性格上、女性祭祀者の奉仕が重視され祭祀に関わるようになったと推測される。また、賀茂社の物忌・忌子の前身は齋祝子と称されていたことを考えるなら、物忌は『貞観儀式』成立前後において、伊勢神宮の物忌・忌子を倣って女性祭祀者を表す語として使用されていたのではないかと考えられる。

第四章 〈藤原属〉について

次に〈藤原属〉の春日社と鹿島社の物忌の職掌、様相について検証したい。なお、平岡社については史料が見当たらず検討できていない。

1 春日社物忌とは

春日社の物忌に関する記録は寡少でありその様相についてはほとんど不明であるが、春日物忌を垣間見ることができなのが『貞観儀式』〈春日祭儀〉で、次の記事がある。

祭日平旦神祇官人牽物忌童女掃除日（四？） 神殿内神部等裝飾

神部四人進執内蔵幣入授物忌退出 物忌遜納神殿退出

記事より春日社の物忌は童女であり、その役割は神殿内を掃除（掃き清める意味）し、神部から受け取った朝廷からの内蔵幣を神殿に納めることであつた。これらの職掌は伊勢神宮大物忌の神殿の掃除と玉串や幣帛を正殿に奉納する内容と重なり、童女である点も同じである。しかし、伊勢神宮大物忌の重要な役割である「正殿の御戸開」が見受けられない。これは春日社の神殿造りにあるのではないかと考えられる。春日社の祭神はすでに述べたように四神からなり、これらの神々に上下はなく、神殿も同規模で同列に配置されている。それぞれの神殿はさほど大きくなく伊勢宮や鹿島社のように大きな本殿、扉、鑰がある場合は「御戸開・鑰管理」は重要な意味を持つが、春日社のような本殿造りでは、伊勢宮の様式をそのまま充てるにはふさわしくなかつたのではないだろうか。推測ではあるが、春日社の物忌は春日社神殿の構造に合った掃除や装飾などの神迎えの役割を担つたと考えられる。

春日物忌の史料上の初見は、「神護景雲二年祭文」にある「物忌殖栗乃連子定天献留 神主仁其官・姓名」である。しかし、この「祭文」の成立年代に関しては義江が明らかにしているように、神護景雲二年（七六八）とは言い難く、使われている用語は『延喜式』より新しいものも多く、「物忌殖栗乃連子」は社家側の挿入であるという（②⑥二三六～二三八）。そして、『三代実録』元慶八年（八八四）の記事に付託したものであると考えられるとしている。こうした作為が事実であるならば、春日物忌奉仕の現出は平安時代前期であることの傍

証となるだろう。

2 鹿島社物忌について

鹿島物忌については既に述べた義江明子以外に丸山輝子（②①）や森本ちづる（②③）によって、その歴史像や職掌、伊勢神宮との関係等について一定明らかにされているので、これらの論考を参考にしつつ、〈藤原属〉としての鹿島物忌について検証していきたい。

鹿島社の歴史については不明な点が多いが、社伝によると神武天皇即位元年と伝えられ、蓋し古代の鎮座で古くより藤原氏の前身である中臣氏との関係が深かつたという（⑧）。前述のとおり神護景雲二年に平城京春日の社に遷宮されている。当時の神譲りは勧請ではなく、神そのものが移れるとした概念であることは、奈良時代の宇佐八幡大神遷宮や次の「御ものいミ由来略」（②四五三～四五七）から理解されよう。

鹿島社物忌の歴史を知る手がかりとして、前記の「御ものいミ由来略」（以下、「由来略」とする）がある。文面の最後に、物忌が直接書いた御守で確かな効用ありとして、「月水除御守」「平産御守」「愛敬御守」などの「御守」を列記しているところから、「御守」が広く庶民に浸透した中世末から近世の間に書かれたものと思われる。「由来略」の冒頭に、鹿島物忌は天照大神の詔を受け誕生し仲哀天皇の「ひめミヤ」の「齋宮」と関わり、物忌こそ御戸を開き御神体に近づける唯一の存在としている。これらはいまでもなく史実とは言い難く、『日本書紀』などを参考にし、鹿島物忌の由来を天皇や伊勢神宮の権

威と結びつけることを目的としたものであったと思われる。

「由来略」の中で物忌の現出時期を想定する上で注目されるのは次の文言である。

同御宇に春日の社へ御せんかうあり。しかれ共、しんちよく（神勅）により、御ものいミハ、其まゝかのゝさに御すまいあるなり。

すなわち鹿島大神が春日に遷宮された時において、物忌は神勅によって移動しなかったとある。またその後、大神は大同元年（八二六）に春日の社より再び（鹿島地域に）御遷宮され、様々な場所に遷座される。しかし物忌はこれまた神勅によって大神には同行せず千年の間同じ社に居たという。「由来略」の冒頭には「大神宮と御ものいみと、みあらか（御薨）ひとつにてまします」とあり、物忌は大神と常に一つ屋根に居る存在であった。先に述べたように当時の遷宮は神そのものの移動であるから同行は必至であるはずだが、なぜ春日の社にもその後の遷宮においても同行しなかったのであろうか。想像されるのは、この間は物忌の存在は無く、物忌が実在したのは少なくとも大神が春日社より遷宮された大同元年以降ではないかということである。

義江は『鹿島神宮誌』にある「物忌相統次第」の物忌の名前から、中世以降の名前には何か抛りところとなるものがあつたのではないかとしている。これは鹿島に物忌が奉仕するようになったのは中世以降とする傍証であり「由来略」の内容と合致する。

次に職掌とその様相についてだが、義江が明らかにしたように主た

る職掌は「御戸開・幣帛出納の内陣奉仕」であり、伊勢神宮の大物忌の職掌の「玉串奉幣・玉殿の御戸開」と類似している。また社家の童女から卜定によって選ばれ物忌父が補佐役とする点も似ている。終身制であるのは伊勢神宮物忌とは相違しているが、卜定にて選ばれる点は「由来略」の斎宮と合致し、鹿島物忌は伊勢神宮物忌と斎宮を併つた存在であつたといえる。

3 伊勢神宮物忌との相違

このように春日社、鹿島社の両社物忌は伊勢神宮大物忌の姿に酷似しているが、しかし、伊勢物忌と両社の物忌には大きな相違が見られる。一つは伊勢の重要な職掌である神饌の供奉が両社にはないことで、もう一つは複数の物忌組織がないことである。岡田精司が明らかにしているように伊勢神宮の神饌は、古代より物忌集団が米はもちろん酒や器などすべてを初期段階から作り、大物忌はそれらを天照大神に供奉するのであり、神饌の調達には物忌集団の存在が不可欠で、大物忌はその頂点にあつたのである。

こうした相違は何を意味しているのか。考えられるのは〈藤原属〉物忌の設置に当たって、物忌があえて神饌調達をする必要がない条件下にあり、伊勢大物忌の一部分のみ、すなわち童女であり、正殿扉の開閉、奉幣などのみを取り入れることで十分にその役割を果たせたのである。よって古代からの存在ではなく、後世に設置された可能性が高いと考える。

では、春日社の神饌調達はどのようになされたのであろうか。

『延喜式』「春日神四座祭」〈祭神料〉には多量の米や大豆・小豆、酒が入っており、堅魚、烏賊、平魚、海藻なども多く準備されている。また、『貞観儀式』「春日祭儀」には「前二日早旦、中略、内膳官人率膳部仕丁仕女等、向社行事」「膳物韓櫃三荷次之膳部左右各三人夾櫃後之」「氏人五位以下、昇神饌机、依次陳列」「次神部昇酒樽、入立諸殿前」などの記事があり、春日祭における神饌や神酒は宮廷が準備したものであることがわかる。花山院親忠によれば春日社には酒を醸造する酒殿が貞観元年（八五九）に建立されたとのことであるが（⑬九〇）、『貞観儀式』には「一宿酒一杯社釀酒」とあり、神酒の一部は社が醸造し多くは宮廷からの持参であったと思われる。また花山院は「国が祀る祭りとして神祇官や内蔵寮や大膳職によって、これらのものが準備調達されていた」と述べ、明治維新になり春日社内にて調理されるようになったことを明らかにしている（⑬九二）。

次に鹿島社の神饌の調達だが、公祭ではなくかつ平安京から遠く離れた地域性より、当然ではあるが春日社のように宮廷から運ばれたとは考え難く、また、春日社より古い鹿島社の歴史、規模から考えて、伊勢神宮と同様に神饌を賄う組織が古代よりあったと考えるのが妥当であろう。

『神道大系 神社編 鹿島・香取』「解題」（②二二）の「鹿島」によれば、鹿島社の神職組織には神夫（神部とも称す）と称する神饌を調理する集団があり、大神・中神・小中神・榎村神・萩原神・田神・五郎神・検校神・笛田神・弥太郎神・家司神・三郎神から成り、さらに大判官代を筆頭に多くの判官代と称される神官が神饌を掌っていた

とのことだ。すなわち鹿島社には伊勢神宮と同様に神饌に携わる大組織が古代より存在したが、それは伊勢物忌とは全く異なる趣の集団であったのだ。

このように春日社、鹿島社の物忌は〈天皇属〉と同様に義江が捉えていたような神饌に携わる存在ではなかったのである。

以上、〈藤原属〉の物忌の特徴をまとめると次のようになる。

① 春日社、鹿島社物忌共に伊勢神宮大物忌の様相と極めて類似している。童女であること、神殿扉開閉の管理（鑰・清掃を含む）、奉幣などであり、これらの様相の理由は不明だが、〈天皇属〉とは大きく異なっている。

② 〈天皇属〉と同じく集団組織では無く、神饌には携わっていない。

③ 設置時期は不明であるが、平安前期に現出したと思われる。当時、権力を掌握しさらなる権力の拡大と安定を目論んでいた藤原良房が、己の氏神の威光・権威を高めるために、伊勢神宮物忌を伊勢神宮権威の表象の一つとして設置した可能性が考えられる。

第五章 平安前期物忌現出の背景

1 良房覇権の過程

良房は太政大臣という最高権力を手中にし、その権力を維持しさらに強化するためにどのような手段と方法をとったのであろうか。その過程を時系列で簡単に辿り、なぜ物忌の参入を含む神祇政策に関与、介入するに至ったかを見ていきたい。今節は主に〔参考文献〕⑬と⑯を参照した。

藤原良房は延暦二十三年（八〇四）、藤原冬嗣と橘美都子の間に次男として誕生する。その優れた資質は長男の長良をしのぎ、嵯峨天皇の厚い信任を受け弘仁十四年（八二三）、嵯峨天皇皇女源潔姫と結婚する（臣籍降下後）こととなる。そしてその前後、嵯峨天皇は異母弟大伴親王に譲位し淳和天皇が誕生する。

天長十年（八二七）、淳和天皇は嵯峨天皇の実子正良皇太子に譲位し仁明天皇が誕生する。この時すでに良房の妹順子は仁明天皇が皇太子の時嫁し、第一皇子道康親王（後の文徳天皇）をもうけていた。

嘉祥三年（八五〇）に仁明天皇が没し道康親王が立位し文徳天皇となり（嘉祥三年三月二十一日）、四日後、文徳天皇に嫁した良房女の明子が文徳天皇の第四皇子惟仁親王を出産（良房外孫）する。そして惟仁は生後八か月で三人の兄（惟喬・惟条（母紀静子）・惟彦（母滋野奥子））を超えて皇太子となる。

良房は斉衡四年（八五六）二月、左大臣を経ず皇族以外初めての太政大臣に就任する。天安二年（八五八）八月二十七日文徳天皇没、十一月七日、良房女明子の子惟仁親王が九歳にて即位し清和天皇となり、良房は念願の摂政として天皇大権を掌握し、事実上の詔勅発出の主体者となり得たのである（⑳五八）。

良房の出世、大権掌握は順調に進んだように見えるが決してそうではない。承久九年（八四二）の「承知の変」では淳和天皇の皇太子を廃位にし、文徳天皇が立位した時は前述の如く三人の兄を超えて、良房女明子の生んだ生後八か月の惟仁親王を皇太子に立位している。そして、貞観八年（八六六）の「応天門炎上」を伴善男・中庸親子の仕

業とし、当時の有力氏族であった紀氏と共に打撃を与え、また次女多美子が清和天皇の寵愛を受けていた良房の弟良相も、連座を疑われ政治の一線を辞することになる。

このように良房は己の権力掌握のために有力氏族はもとより、兄弟、天皇・親王までもに圧力と攻撃を加えその地位を築いたのである。しかし、良房には天皇の外戚として大きな負目があった。それは、良房が当時最も有力な貴族出身であったが皇族出身ではなかったことである。当時の社会において皇族か否かは天と地ほどの違いがあった。律令国家では太政大臣は皇族出身を原則としており、良房は初めての皇族以外の太政大臣であったのは前に述べたとおりである。また天皇の正后も令制では皇族を基本としていた。⁸ 妻の潔姫は嵯峨天皇の皇女であったが臣籍降下後の婚姻であり皇族とは言えず、したがって妹順子、女明子も皇族ではなく、当然文徳天皇、清和天皇の出自、威光に影響を与えるものであった。良房はこのことに大いに負い目と杞憂を抱いていたと思われる。

こうした杞憂に対し最初に良房が執ったのが、斉衡四年（八五六）郊天祭祀の執行である。郊天祭祀とは中国の皇帝が執り行った国家祭祀、天神地祇を祀る儀式であるが、桓武天皇が延暦時代に行ったことに倣って行ったとされ、実母の出自が似通った文徳天皇の正統性をアピールすることを目的としたものであった（⑳二〇三～二〇八）。

次に天安二年（八五九）に「十陵四墓」制度が施行される。これは良房の係累＝藤原氏の祖先を顕彰すると共に自身の権威付けを行うためであった。

着実に大権を掌握し権威付けに成功した良房は、貞観八年（八六六）春日齋女の派遣を実行し、さらなる藤原氏、特に北家の権威の高揚を図ったのである（⑩二四八）。春日齋女派遣の目的には異論があるが、朝廷の氏神である伊勢神宮の齋宮に対応しその権威・威光を取り入れたものであることは間違いなく、この機に春日物忌も伊勢神宮権威の一つの表象として設置された可能性は、先にのべた様態からも否定できないであろう。

その後良房の後継者である養子基経も順調に出世し、貞観十八年（八七八）には摂政、元慶四年（八八〇）には清和天皇が没し、基経は太政大臣となる。

2 「四祭」の公祭化と物忌

本節では一節の内容を受け、「四祭」と良房が執った神祇政策がどのような関係にあり、物忌の存在は何を意味しているのかを検証する。

岡田荘司によれば神社祭祀の公祭化、すなわち「神社恒例の年中祭祀が国家的の性格を付与される」のは、神祇令規定（伊勢の新嘗祭、広瀬・龍田の祭のみ）外では春日祭を筆頭に主に平安前期に集中し、平安期に公祭化したのは平野祭・園韓神祭・賀茂祭・松尾祭・梅宮祭・大原野祭・杜本祭・大神祭・当麻祭・平岡祭・率川祭・当宗祭・山科祭の十三祭であり（⑩五二）、その主流は天皇外戚の氏神祭祀であったという（⑩一一二）。

この中で物忌の奉仕がないのは大神祭と梅宮祭、率川祭である。大

神祭は大和国支配の強化を目的としており天皇外戚とは関係ないが、梅宮祭と率川祭はあきらかに天皇外戚を祀った祭であるにもかかわらず物忌の奉仕はみられない。このような状況はなぜなのだろうか。梅宮祭と率川祭について検証し、「四祭」との相違は何かを探ってみる。

一 梅宮祭

梅宮社は橘氏の氏社であり、嵯峨天皇と橘嘉智子の間に生まれた仁明天皇の即位後承和年間（八三四～八三八）に公祭となるが、元慶三年（八七九）には橘氏との関係が薄くなり私祭となる。元慶八年、光孝天皇の祖母が橘嘉智子であり再び公祭となるが、寛平年間には再度廃される（⑩一一五）。

一 率川祭

光孝天皇時（元慶八年（八八四）～仁和三年（八八七））に公祭となる。率川社は藤原是公の建立した社で藤原南家の氏社であった。光孝天皇の母親藤原沢子は、藤原総継と数子の女で数子の父が是公の子孫公であった。すなわち光孝天皇の外祖母が藤原是公の子孫という関係から率川祭が公祭となった（⑩一三二～一三四）。

以上より、両祭ともに天皇の外祖母系を祀った祭であるが、梅宮祭は橘氏、率川祭は藤原南家の氏社であり、「四祭」が藤原北家および桓武天皇に関わる祭であることは対比的である。また、梅宮祭が二度も廃祀となるのは藤原氏側の意図があったと指摘されている（⑩一一五）。

「四祭」の特徴の一つに、神祇官や太政官の関与を一切受けない内蔵寮祭祀であることを挙げたが、岡田荘司はその理由についてなら

言及されていない。古尾谷知裕によれば内蔵寮給付には太政官を通さず天皇の意志の実行権利があったという(19三三二―三三四)。すなわち内蔵寮祭祀は天皇の意志によって催行が可能であり、「四祭」公祭化の時期を考えるなら、太政大臣として天皇大権を掌握していた良房や基経も執行可能であり、「四祭」は彼らの意図によって公祭化された可能性が高いといえる。

では北家と「四祭」に物忌が奉仕する意味はどこにあるのか。史料が無くあくまでも推測の域を出ないが、一つは北家と親和性のある平野社の桓武天皇の女性外戚を冠した和氏、大江氏物忌の存在の表象としてであり、一つは春日社や鹿島社の物忌と同様に伊勢神宮物忌の権威の表象であろう。双方共に北家の女性祖先を崇敬するに相応しい存在であり、北家権威の高揚を誇示する重要な役割としてあったと考える。

律令国家の祭祀は天皇制の下にイデオロギー支配を貫徹することを目的としたが(9二五)、良房の撰関政治誕生によりその目的、様相は大きく変容することとなる。その変容が先に岡田莊司が述べた神社祭祀の公祭化であり、その主流は天皇外戚の氏神祭祀であった。岡田はその理由、背景について言及していないが、本稿が明らかにしたように外戚の氏神祭(私祭)を天皇の祭(公祭)とし、外戚すなわち藤原北家の権威・威光を高めることにあった。その中において物忌は前述の如く天皇の母方祖先を表象する存在であったといえる。

まとめ

伊勢神宮の物忌集団は、古代より天照大神に仕える神職者集団で、童女・童男からなり、主なる職掌は大御神の神饌調達であった。その中において大物忌は神饌御供、玉殿扉開閉(鑰管理)、玉串奉納を司り、大御神に最も近位に仕え、大御神の威光・権威を間接的に象徴される女性神職者であった。

一方、平安前期に現出したと思われる物忌は、伊勢神宮以外は七社四祭と極めて限定された社と祭に仕えるもので、これらの社・祭を創祀や祭神から分類すると天皇家と所縁の強い(天皇属)(賀茂・松尾・園井韓神・平野、「四祭」(杜本・当宗・当麻・山科)と、藤原氏家と所縁がある(藤原属)(春日・鹿島・平岡)に分けられることが明らかになった。

両者の物忌について検証した結果、(天皇属)の物忌の様態は伊勢神宮の物忌とは組織形態、職掌共に相違している。童女の有無に関しては明確ではないが、一人から三人の女性からなり、神舞や祭儀への参列に奉仕するものであった。また「四祭」は、藤原氏が外戚としてその威信を高めるための女性祖先祭祀であり、物忌は藤原北家女性祖先崇敬の表像として祭祀奉仕した可能性が浮かび上がってきた。

反して(藤原属)の物忌は童女であり、神殿扉開閉(鑰管理)、奉幣、神殿の清掃など、極めて伊勢神宮の大物忌と類似する様態である。このことは、平安前期に大権を掌握した藤原良房が藤原氏社に伊勢神宮の威光を取り入れることを目的とし、配置したのではないかと

想像される。

良房は娘明子と文徳天皇の間に生まれた清和天皇の外戚、摂政となるが、皇族出身ではないがゆえに、天皇と外戚の地位と権力を安定させ、さらに強力にするために様々な方策をめぐらす。その方策の一つが外戚氏神祭（私祭）の公祭化であった。天皇外戚である藤原北家の朝廷での権威高揚のために、男性祖先ばかりでなく女性祖先の崇敬を促し、春日社などの氏神社および女性祖先を祀った「四祭」に、桓武天皇および伊勢神宮の威光を取り入れたのである。そのために祭儀における女性祭祀者を重用し、伊勢神宮物忌を做ったと思われる。

以上より、鹿島社などの物忌は柳田が想うような御子神信仰や玉依姫の残像ではなく、政治的意図によって創られた女性神職者の残像であったと考える。

また巫女との関係をみるならば、白河院政期に現出し神社巫女（②「祭礼神幸と巫女の現出」）と物忌は、現出背景、出自共に全く相違し同じ属性とは考え難い。また、従来のチームとしての「巫女」は、神がかり、託宣などを伴う女性神職者としており物忌とは合致しない。したがって、物忌は女性神職者ではあるが、巫女とはいえない。しかしながら、祭儀にて神舞を舞い、華麗な装束にて参列する姿は後の神社巫女を彷彿とさせ、女性神職者としての共通性を有しており、物忌の存在は祭祀神幸の隆盛に伴う巫女の現出になんらかの影響を与えた可能性は否めない。

〔注〕

(1) 物忌とは『国史大辞典』（吉川弘文館、一九九二年）によれば「一、「物忌」と書いた札を用いる謹慎行為。二、魔物や不浄に触れないようにするために謹慎すること、また神霊を迎えるに際して、不浄を遠ざけ、何もしないで心身の安静な状態を保つこと。三、伊勢神宮をはじめ賀茂・春日・松尾・香取・鹿島などの大社に仕えた童女・童男を物忌と称する。」とあるが、一、二が一般的な理解であろう。表題を物忌とするにより女性神職者であることが強調できればと考える。

(2) 柳田國男の「民俗学」と義江明子の「歴史学」における研究手法の相違は、前者が伝承や地域の調査などが中心であり、後者は主に文献史料を読み解くことにある。したがって柳田の「巫女像」は歴史学からみれば、確証のない漠然とした存在であり、明確な批判の対象とはなり難い。しかしながら義江は、柳田の「巫女論」がその後の女性史観に大きな影響を与えていることを憂慮し、あえて史料を網羅し反証を行ったといえる。

(3) 義江明子の代表的著書として、『古代女性史への招待（妹の力）を超えて』（吉川弘文館、二〇〇四年）、『日本古代女性論』（吉川弘文館、二〇〇七年）、『古代王権論』（岩波書店、二〇一一年）等が挙げられる。女性の歴史を史料に基づき丁寧に究明し、既成概念にとらわれず女性が活躍した道筋を解き明かし、古代女性史の画期を成したと考える。

(4) 『延喜式』の「神名上」には「天神地祇惣三三三三座」とあり、山城国だけでも一一二座となっている。また西宮秀紀は、月次祭・新嘗祭に班弊に預かる畿内神は三三三座（⑧五五）と述べている。この数からも、物忌奉仕社が十社足らずというのは特別な意味があると考えられる。

(5) 伊勢神宮に仕える女性として、皇族の未婚女性から卜定にて選定される斎宮（斎王）がいるが、斎宮は榎村寛之が指摘しているように（⑨一三七）、「天皇制の荘嚴装置的性格」存在であり、天照大神の「御杖

代」と位置付けられている。したがって物忌と同等の神職者とは言い難い。

- (6) 岡田荘司は神祇官において各神社の祝部に対して幣帛を授ける「班弊」と、神社に「奉幣」使が遣わされるのは大きな違いがあることを指摘している。(10)
- (7) 『続日本紀』『八幡宇佐宮御託宣集』などの記録より宇佐八幡大神は、天平勝宝元年(七四九)聖武天皇の盧舎那仏造立を後押しした功績により、平城京梨原宮に尼杜女、大神田麻呂と供に遷宮するが、杜女などの厭魅により再び平城京を離れることとなる。
- (8) 堀岡(20)『小右記』に記された託宣者たち(一〇八頁)参照。

【参考文献】

【史料】

- ① 『延喜式』新訂増補国史大系一八『交替式・弘仁格・延喜式前編』、同一九、吉川弘文館、一九九五年
- ② 『鹿島・香取』神道大系神社編二二、神道大系編纂会、一九八〇年
- ③ 『貞観儀式』荷田在満校訂『日本古典全集』続【8】、現代思潮社、一九八〇年
- ④ 『日本三代実録』国史大系八・九、吉川弘文館、一九七四年
- ⑤ 『令義解』新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九六六年
- 〔著書・論文・その他事典など〕
- ⑥ 阿部猛等編『平安時代年中行事事典』東京堂出版、二〇〇三年
- ⑦ 上田正昭編『春日明神』筑摩書房、一九八七年
- ⑧ 大和岩雄『中臣・藤原氏の研究』大和書房、二〇一八年
- ⑨ 榎村寛之『律令天皇制祭祀の研究』塙書房、一九九六年
- ⑩ 岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年
- ⑪ 岡田精司『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年
- ⑫ 岡田精司『伊勢内宮相殿神の性格と成立』(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、二〇〇一年)

⑬ 花山院親忠「春日大社の祭礼と神饌」(上田正昭編『春日明神』筑摩書房、一九八七年)

- ⑭ 加瀬直哉『古代の神社と神職』吉川弘文館、二〇一八年
- ⑮ 小平美香『女性神職の近代』ぺりかん社、二〇〇九年
- ⑯ 瀧浪貞子『藤原良房・基経』ミネルヴァ書房、二〇一七年
- ⑰ 土橋誠「氏神祭祀と「春日祭」」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房、一九九七年)
- ⑱ 西宮秀紀『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、二〇〇四年
- ⑲ 古尾谷知裕「内蔵寮の出納体制」(『律令国家と天皇家家産機構』塙書房、二〇〇六年)
- ⑳ 堀岡喜美子「祭祀神幸と巫女の現出」(佛教大学大学院紀要 文学研究科篇 第四八号 二〇二〇年)。「小右記」に記された託宣者たち(同第四九号 二〇二一年)
- ㉑ 丸山輝子「鹿島神宮物忌について——女性祀職の一考察——」(『信濃』三二巻一号、一九八〇年)
- ㉒ 三宅和郎「平安期の春日祭について」(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、二〇〇一年)
- ㉓ 森本ちづる「鹿島神宮物忌職の祭祀——その由来と亀卜による補任について——」(『藪田稔等編『祭祀と芸能の文化史』思文閣出版、二〇〇三年)
- ㉔ 柳田國男「巫女考」「妹の力」(定本『柳田國男集』第九巻、筑摩書房、一九七七年)
- ㉕ 義江明子『日本古代の祭祀と女性』吉川弘文館、一九九六年
- ㉖ 義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年
- ㉗ 吉川真司「承和の転換」(吉川真司編『日本の時代史』五 平安京、吉川弘文館、二〇〇二年)
- (ほりおか きみこ 文学研究科日本史学専攻博士後期課程修了)
(指導教員…八木 透 教授)
二〇二二年九月二十九日受理